

残高証明書発行お申込みのご注意事項

1. ご利用いただけるお客さま

郵送受付は、個人の方のみの受付となります。

法人のお客さま、事業性融資取引のある個人事業主の方は営業店窓口にてお手続きください。

2. ご利用いただける残高証明書の種類

- (1) 全取引
- (2) 全預金取引
- (3) 全融資取引
- (4) 口座番号、ローン商品指定
- (5) 科目指定（ご指定の科目ごとに作成いたします）

3. 発行基準日

証明基準日が過去1年以内

※1年より前の基準日での発行をご希望の場合は、お近くの窓口へご来店ください。

4. ご留意事項

- (1) 残高証明書は取引店別に発行いたします。1回の手続きで発行できるのは1取引店分です。複数の取引店の残高証明書をご希望の場合は、取引店ごとにお申し込みください。
- (2) お受取方法は、郵送受取（普通郵便親展扱）となります。現在のお住まいの住所が銀行のお届けと異なる場合、住所変更後にお申し込みください。
※住所変更はしまぎんアプリからもお受付可能です。
- (3) 発行手数料として1通につき550円（消費税込）が必要です。発行部数ごとに手数料が必要です。預金取引および融資取引の残高証明書を依頼される場合それぞれに手数料が必要になります。
手数料は、ご指定の口座から引落しいたします。手数料の領収書の発行は致しませんのでご了承ください。

5. 相続人さま等がご依頼される場合

- (1) お受取方法は、郵送受取（普通郵便親展扱）で、相続人さま等のご住所に送付します。
- (2) 発行手数料として1通につき550円（消費税込）が必要です。発行枚数ごとに手数料が必要です。
- (3) 発行手数料については、依頼書が当行に到着後、手数料請求書をお送りしますので、手数料をお振込みください。（この場合の振込手数料はお客さまのご負担となります。あらかじめご了承ください）
相続人さま等が当行にお取引がある場合には、ご指定の口座から引落しいたしますので、依頼書に手数料引落し口座をご指定下さい。手数料の領収書の発行は致しませんので、ご了承ください。

6. 印鑑の押印について

届出印を押印してください。当行に印鑑をお届出ない方は押印不要です。

＜相続人さま等が依頼される場合＞

お手続きされる相続人さまの実印を押印してください。（当行にお取引がある場合、届出印を押印していただくことも可能です）

相続人さまの代理人の方（弁護士・司法書士）の場合、弁護士会または司法書士会にお届けの印鑑を押印いただくことも可能です。この場合、各会が発行する印鑑証明書の写しをご提出ください。

7. ご本人確認書類について

下記の書類のいずれか1通を送付してください。

（氏名・住所・生年月日が記載されているもの。ただし、有効期限のあるものは有効期限内のもの）

コピー	運転免許証	裏面に変更事項がある場合は両面のコピーをご用意ください。
	運転履歴証明書	裏面に変更事項がある場合は両面のコピーをご用意ください。
	マイナンバーカード	表面のみのコピーをご用意ください。通知カードはお受付できません。
	健康保険証	裏面に住所、変更事項がある場合は裏面のコピーもをご用意ください。

各種年金手帳	発行者印のないものはお受付できません。
パスポート	顔写真面と氏名・現住所が記載されている所持人欄のコピーをご用意ください。
外国人の方は以下のいずれかの書類	
特別永住者証明書	裏面に変更事項がある場合は、両面のコピーをご用意ください。
在留カード	裏面に変更事項がある場合は、両面のコピーをご用意ください。
パスポート	顔写真面と氏名・現住所が記載されている所持人欄のコピーをご用意ください。

◆ご提出いただきましたご本人確認書類はご返却いたしません。お客さまのプライバシー保護を十分に考慮し、一定期間経過後は、当行の責任において破棄させていただきますので、予めご了承ください。

<相続人さま等が依頼される場合>

相続人さま等が依頼される場合、上記本人確認資料に加え、以下の書類をご提出ください。

戸籍謄本等は写しをとらせていただいた後、ご返却いたします。

ご提出書類	ご説明
亡くなられた方の戸籍謄本等 (除籍の記載のあるもの) ※なお、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」も上記書類の代りになります。	
相続人であることが確認できる戸籍謄本等 ※なお、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」も上記書類の代りになります。	亡くなられた方とお手続きされる相続人さまの相続関係が分かるものが必要です。亡くなられた方の戸籍謄本等により確認できる場合は不要です。
お手続きされる相続人の印鑑証明書（発行日より6ヶ月以内のもの）	当行とお取引があり、届出印を押印される方は不要です。
委任状	弁護士、司法書士の方が相続人さま等の代理人として依頼される場合に必要です。

8. 以下書類をご郵送ください

- ・残高証明依頼書
- ・本人確認書類のコピー

<相続人さま等が依頼される場合>

- ・前記③相続人さま等が依頼される場合のご提出書類

9. 証明書の受取

1週間程度で残高証明書を普通郵便(親展扱)でお送りいたします。

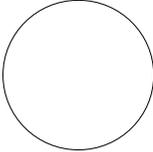
※転居先不明等の理由により残高証明書が返戻され、受取が出来なかった場合には下記連絡先までご連絡ください。住所変更完了後に再度登録住所宛てにお送りいたします。

お問い合わせ先 ☎690-0003 松江市朝日町 484-19 株式会社島根銀行事務センター (Tel.0852-24-1248)

残高証明依頼書【郵送受付用】

年 月 日

株式会社 島根銀行 御中

おところ	
おなまえ	
<連絡先電話番号：() - >	 お届け印

年 月 日現在の私（当社）名義の勘定残高についてご証明ください。
残高証明書()部を発行するよう依頼します。

記

1. 残高証明の種類

取引店名をご記入ください。「預金」「融資」の全取引を希望される場合、残高証明の種類をご選択ください。
特定の口座のみまたは特定の科目のみをご希望の場合、種目、番号をご指定下さい。

取引店名（※）	残高証明の種類（○印を記入）			
	全取引	全預金取引	全融資取引	
特定の口座をご希望の場合、種類欄に「普通預金」「定期預金」等の科目と番号欄には「口座番号」をご記入ください。				
種目	番号	種目	番号	
科目指定をご希望の場合、種類欄に「普通預金」「定期預金」等の科目をご記入ください。				
種目名				

(注)1回の手続きで発行できるのは1取引店分です。お取引店ごとに依頼書をご提出ください。

2. 手数料（相続人さま等が依頼される場合、当行にお取引がある場合にもご指定いただけます）

残高証明書発行手数料については、普通預金通帳・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず、下記指定口座から払戻しのうえ、充当してください。

手数料引落とし指定口座					
口座店	店番	科目	口座番号	口座名義	口座お届け印
		普通			

(銀行使用欄)

手数料金額	
手数料徴求日	
証明書発送日	

検印	印鑑照合	受付

82074 〇 R4.9 新規 保 5年

宛名用ラベル

 料金受取人払郵便 松江中央局 承認 1795 差出有効期間 2026年1月 15日まで	6908790 定形郵便物 020
差出人 〒 お名前 氏名 ご住所	島根銀行 事務センター 行 松江中央郵便局 私書箱四二号

ご使用方法

- ①当宛名用ラベルを、サイズを変えずにA4紙に印刷してください。
- ②線で切り取り、定形の封筒に貼り付けてご利用ください。(のり付けする際、剥がれない様にしっかりとお貼りください。)
- ③宛名用ラベルの左下へご住所、お名前を記入ください。



封筒の表側

ご注意：定形の封筒(長形3号:長さ23.5cm、幅12cm)をご使用ください。